



和歌山県報

発行 和 歌 山 県
和歌山市小松原通一丁目 1 番地
毎週火、金曜日発行

目 次

（取扱課室名） ページ

○ 告示

675	消防設備士の工事整備対象設備等の工事又は整備に関する講習の実施（危機管理消防課）	 1
676	生活保護法による医療機関の指定（社会福祉課）	 2
677	指定自立支援医療機関の指定（こころの健康推進課）	 2
678	保安林の指定施業要件変更予定に係る通知の相手方の所在の不明（森林整備課）	 3
679	〃（〃）	 4
680	保安林の指定施業要件の変更（〃）	 5
681	〃（〃）	 5
682	〃（〃）	 6
683	〃（〃）	 6
684	建設業の許可の取消し（技術調査課）	 6

告 示

和歌山県告示第675号

消防法（昭和23年法律第186号）第17条の10の規定に基づく消防設備士の工事整備対象設備等の工事又は整備に関する講習を、公益財団法人和歌山県消防設備保守協会に委託して次のとおり実施する。

令和8年7月24日

和歌山県知事 宮 崎 泉

1 講習区分並びに講習の対象となる消防設備士の種類及び区分

講習区分	講習の対象となる消防設備士の種類及び区分
消火設備	第一類の甲種消防設備士及び乙種消防設備士、第二類の甲種消防設備士及び乙種消防設備士並びに第三類の甲種消防設備士及び乙種消防設備士
警報設備	第四類の甲種消防設備士及び乙種消防設備士並びに第七類の乙種消防設備士
避難設備・消火器	第五類の甲種消防設備士及び乙種消防設備士並びに第六類の乙種消防設備士

2 講習の日時及び場所

講習区分	講習日	講習時間	講習場所	
			会場名	所在地
警報設備	令和8年10月14日（水）	午前9時30分から 午後4時50分まで	和歌山県勤労福祉会館 （プラザホープ）	和歌山市北出島一丁目5番47号
同上	令和8年10月15日（木）	同上	同上	同上
消火設備	令和8年10月16日（金）	同上	同上	同上
警報設備	令和8年10月28日（水）	同上	和歌山県立情報交流センター（Big・U）	田辺市新庄町3353-9

避難設備 ・ 消火器	令和8年11月12日（木）	同上	和歌山県勤労福祉会館 （プラザホープ）	和歌山市北出島一丁目5 番47号
同上	令和8年11月13日（金）	同上	同上	同上

3 受講手続及び受講手数料

受講申請書に所定の事項を記入の上、和歌山県証紙7,000円を貼り付け、次項の受付期間中に受付場所へ提出すること。

4 受講申請書の受付期間及び受付場所

受講申請書は、令和8年8月31日（月）から同年9月4日（金）までの間に公益財団法人和歌山県消防設備保守協会又は各振興局地域づくり部地域づくり課（海草振興局を除く。）において受け付ける。

5 受講対象者

- (1) 消防設備士免状の交付を受けた日以後における最初の4月1日から2年以内の者
- (2) 前回の講習を受けた日以後における最初の4月1日から5年以内の者

6 講習科目及び時間

- (1) 工事整備対象設備等関係法令及び防火に関する他法令等に関する事項 2時間30分
- (2) 工事整備対象設備等の工事又は整備等に関する事項 4時間

7 その他詳細については、公益財団法人和歌山県消防設備保守協会及び和歌山県危機管理部危機管理局危機管理消防課に問い合わせること。

公益財団法人和歌山県消防設備保守協会 電話番号 073-402-2657

和歌山県危機管理部危機管理局危機管理消防課 電話番号 073-441-2263

和歌山県告示第676号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条の規定（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定においてその例によるものとされる場合を含む。）により医療機関を指定したので、次のとおり告示する。

令和8年7月24日

和歌山県知事 宮 崎 泉

指 定 番 号	名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
岩医新 61-08	かわしま医院	岩出市高塚188-1 スーパーエバグリーンプ ラス岩出高塚店2F	令和 8.6.1
有薬新 25-08	そらのわ薬局	有田郡有田川町天満342-4	令和 8.6.1
海南薬新 38-08	調剤薬局ツルハドラッグ藤白店	海南市藤白191-1	令和 8.7.1
西薬新 37-08	エバグリーン薬局上富田店	西牟婁郡上富田町生馬564-1	令和 8.7.1

和歌山県告示第677号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第59条第1項の規定により、指定自立支援医療機関（精神通院医療）を次のとおり指定したので公示する。

令和8年7月24日

和歌山県知事 宮 崎 泉

医療機関の名称	医療機関の所在地	主として担当する医師 （薬剤師）の氏名又は指定 訪問看護事業者等の名称	指 定 年月日
ひょうたん印の薬局藤田店	御坊市藤田町吉田627	玉置嘉代	令和 8.8.1

和歌山県告示第678号

令和8年和歌山県告示第165号（以下「告示第165号」という。）で告示した保安林の指定施業要件の変更予定に係る通知の相手方の所在が不明であるので、森林法（昭和26年法律第249号）第189条の規定により、その通知の内容を田辺市役所に掲示するとともに、その要旨を告示する。

令和8年7月24日

和歌山県知事 宮 崎 泉

1 所在が不明である通知の相手方

上野弘太
山本弘恵
千郷和代
羽角直美
朝倉須磨子
鈴木清子
寺本アキエ
稲垣淳之助
尾崎美代子
朝倉勇
野村日出子
関谷毅
千品政次郎
伊東三郎
西光寺
鈴木道雄
山本一雄
山本修司
中川孝雄
中村久仁生
坂本哲郎
南俊雄
新谷忠弘
吉田良子
畑中永一
尾崎恵美子
上安郁治
中尾健太郎
新谷須磨子
倉渕信哉
松崎周治

村上保子

村上教広

東國治

2 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所、保安林として指定された目的及び変更後の指定施業要件

告示第165号のとおり

和歌山県告示第679号

令和8年和歌山県告示第166号（以下「告示第166号」という。）で告示した保安林の指定施業要件の変更予定に係る通知の相手方の所在が不分明であるので、森林法（昭和26年法律第249号）第189条の規定により、その通知の内容を田辺市役所に掲示するとともに、その要旨を告示する。

令和8年7月24日

和歌山県知事 宮 崎 泉

1 所在が不分明である通知の相手方

上野弘太

山本弘恵

千郷和代

羽角直美

朝倉須磨子

鈴木清子

寺本アキエ

稲垣淳之助

尾崎美代子

朝倉勇

野村日出子

関谷毅

千品政次郎

伊東三郎

西光寺

鈴木道雄

山本一雄

山本修司

中川孝雄

中村久仁生

坂本哲郎

南俊雄

新谷忠弘

吉田良子

畑中永一

尾崎恵美子

上安郁治

中尾健太郎

新谷須磨子

倉渕信哉

松崎周治
村上保子
村上教広
東國治

2 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所、保安林として指定された目的及び変更後の指定施業要件

告示第166号のとおり

和歌山県告示第680号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の2の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。
令和8年7月24日

和歌山県知事 宮 崎 泉

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所 田辺市（次の図に示す部分に限る。）
- 2 保安林として指定された目的 土砂の崩壊の防備
- 3 変更後の指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐は、択伐による。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度
次のとおりとする。
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を和歌山県農林水産部森林林業局森林整備課及び西牟婁振興局農林水産振興部林務課並びに田辺市役所に備え置いて縦覧に供する。）

和歌山県告示第681号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の2の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。
令和8年7月24日

和歌山県知事 宮 崎 泉

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所 田辺市（次の図に示す部分に限る。）
- 2 保安林として指定された目的 水源の^{かん}涵養
- 3 変更後の指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 次の森林については、主伐は、択伐による。
田辺市（次の図に示す部分に限る。）
 - イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
 - ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を和歌山県農林水産部森林林業局森林整備課及び西牟婁振興局農林水産振興部林務課並びに田辺市役所に備え置いて縦覧に供する。）

和歌山県告示第682号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の2の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。
令和8年7月24日

和歌山県知事 宮 崎 泉

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所 田辺市（次の図に示す部分に限る。）
 - 2 保安林として指定された目的 土砂の崩壊の防備
 - 3 変更後の指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐は、択伐による。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度
次のとおりとする。
- （「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を和歌山県農林水産部森林林業局森林整備課及び西牟婁振興局農林水産振興部林務課並びに田辺市役所に備え置いて縦覧に供する。）

和歌山県告示第683号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の2の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。
令和8年7月24日

和歌山県知事 宮 崎 泉

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所 田辺市（次の図に示す部分に限る。）
 - 2 保安林として指定された目的 土砂の崩壊の防備
 - 3 変更後の指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐は、択伐による。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度
次のとおりとする。
- （「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を和歌山県農林水産部森林林業局森林整備課及び西牟婁振興局農林水産振興部林務課並びに田辺市役所に備え置いて縦覧に供する。）

和歌山県告示第684号

建設業法（昭和24年法律第100号）第29条第1項の規定に基づき、次の者について建設業の許可の取消しの処分をしたので、同法第29条の5第1項の規定により公告する。
令和8年7月24日

和歌山県知事 宮 崎 泉

- 1 処分年月日 令和8年7月13日
- 2 処分を受けた者
 - (1) 商号 紀南管工事協同組合
 - (2) 代表者氏名 上地秀賢
 - (3) 主たる営業所の所在地 田辺市下三栖1746番地の40

(4) 建設業許可番号 和歌山県知事許可（般-5）第15756号

3 処分の内容

建設業法第29条第1項の規定に基づく許可の取消し

4 処分の原因となった事実

理事は、刑法（明治40年法律第45号）第208条の規定に該当したことにより、田辺簡易裁判所から罰金10万円の判決を受け、その刑が確定している。

このことは、建設業法第29条第1項第2号の規定に該当すると認められる。